

鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（直接補助）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（直接補助）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（直接補助）（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（補助事業）

第2条 本事業の対象となる補助事業は、補助対象経費について国又は県の他の制度による助成を受けないものであること。

（補助事業者）

第3条 本事業により除雪機械の運転に必要な資格を取得する者は、交付申請日において50歳未満の者とする。

2 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

（補助対象経費）

第4条 本事業の補助対象経費は、「普通車」又は「普通車AT限定」を既に所持している者が次に掲げる資格の全部又は一部を新たに取得するために必要な経費とし、その額は、取得に係る教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料を合算した額とする。

- (1) 大型免許
- (2) 大型特殊免許
- (3) 車両系建設機械運転技能講習

（本事業の実施手続）

第5条 本事業の実施手続は、概ね次のとおりであること。

（1）交付申請

補助事業者は、規則第5条及び要綱第5条の規定により交付申請書を作成し、知事の権限を委任された総合事務所長又は国土整備事務所長（以下「総合事務所長等」という。）の定める期日までに総合事務所長等に申請書を提出する。

（2）交付決定

総合事務所長等は、規則第6条及び要綱第6条の規定による総合事務所長等名の交付決定通知を補助事業者に送付する。

（3）実績報告

ア 補助事業者は、規則第17条及び要綱第8条の規定による総合事務所長等宛の実績報告書（教習料等領収書の写し等を添付）を提出する。

イ 総合事務所長等は、規則第18条の規定による総合事務所長等名の補助金額確定通知を補助事業者に送付する。

（4）状況報告

補助事業者は、要綱第9条の規定により、総合事務所等に状況報告書を提出する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。